

住民の辺野古訴訟の 現状と課題

2023年1月13日
辺野古弁護団 弁護士川津知大

辺野古新基地建設ができるまでにどのような手続が必要？

(当初の予定)

防衛局による埋立承認申請



沖縄県知事による埋立承認 (公有水面法)



工事着工



完成



供用開始 (米軍に提供)

軍事施設として稼働

工事しながらも、色々な手続が必要

- ①岩礁破碎行為の手続
- ②サンゴ移植許可の手続
- ③美謝川の切換工事の事前協議 (名護市は不要と回答)
- ④その他 (当初の埋立申請書に記載のない設計概要の変更がある場合には設計概要変更の承認を受けなければならない等) 例: 軟弱地盤改良工事の設計概要変更申請

手続はどこまで進んでる？

2013.12.27 (仲井眞元知事)埋立承認

|

2015.10.13 (翁長前知事)埋立承認取消処分

|

2016.12.26 (翁長前知事)埋立承認取消処分の取消 (埋立承認が復活)

|

2018.8.31 (職務代行者)埋立承認撤回

|

2019.4.5 国土交通大臣 埋立承認撤回を取り消す旨の裁決

- ・岩礁破碎行為の手続
- ・サンゴ移植許可の手続
- ★軟弱地盤の改良工事

この裁決の取消を求めて、住民が行政訴訟を提起（「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」）⇒控訴審継続中
同様の訴訟を沖縄県も提訴⇒2022.12.8 最高裁が上告棄却

手続はどこまで進んでる？

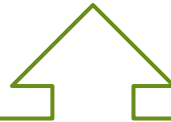
2020.4.21 沖縄防衛局が沖縄県に対し、埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書を提出

|

2021.11.25 (玉城知事)変更承認申請に対して不承認処分

|

2022.4.8 国土交通大臣 不承認処分を取り消す旨の裁決



この裁決の取消を求めて、住民が行政訴訟を提起（「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」）⇒第1審係属中
同様の訴訟を沖縄県も提訴⇒第1審係属中